



【注意事項】

※1 ■長期優良住宅法第5条第1・2・3項認定申請  
 確認書等を添えた新築一戸建ての住宅(手数料 18,000円)の認定申請手続きのみ可能です。

■消費性能向上計画の認定申請・変更認定申請／  
 低炭素建築物新築等計画の認定申請・変更認定申請  
 適合書(登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による適合証明書)を添えた新築一戸建ての住宅(手数料 5,000円)の認定申請手続きのみ可能です。

※2 工事を伴う場合で、「建築確認を事前に得ている場合」又は「建築確認が不要な場合」は、「仮申請完了のご案内」メールを受信したことで着工が可能です。

ただし、認定審査中に着工した住宅の計画について、大規模な変更等の理由により再申請をすることが必要となった場合などでも、再申請を受理することはできません。また、法に定める認定基準に適合しなければ、着工後であっても認定を受けることはできません。

なお、副本（表紙）に押される收受印の日付は、以下のとおりです。

- ・開庁日の午後 5 時 15 分までに申請した場合：申請日
- ・開庁日の午後 5 時 15 分以降又は閉庁日（土曜、日曜及び休日等）に申請した場合：申請日の翌開庁日

※3 クレジットカード又は PayPay による電子納付のみとなります。案内メールを受信後 7 日以内に納付してください。

※4 認定書は土木事務所窓口で交付します。郵送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒又はレターパックを土木事務所に提出することで、郵送により交付することも可能です。申請時に希望される受け取り方法を選択してください。なお、收受印を押した申請書第一面はシステム上にて返却します。